

やめよう！ ごみの不法投棄、野外焼却



農道や山林の道路脇など、人目に付かない場所へのごみの不法投棄。素掘りの穴やドラム缶など、法に定められた基準を満たしていない焼却炉でごみを燃やす野外焼却（野焼き）。これらは法律で禁止されていますが、後を絶ちません。

美しい四日市を守るため、決められたルールをきちんと守りましょう。

無くない不法投棄

平成28年度に市が回収したごみの不法投棄の件数は、1,766件でした。

ごみを捨てた人はさっぱりするかもしれませんが、不法に捨てられたごみは、誰かに迷惑を掛けて、誰かが苦労して処分しています。

市では、「ごみの捨て得」にならないよう、不法投棄されたごみの中から捨てた人の手掛かりを探し出して、警察と連携しながら指導などを行っています。



ごみの不法投棄は重大な犯罪行為です

捨てたごみが紙くず、ビン、缶などのありふれた家庭ごみであっても、それは不法投棄であり、処罰の対象となります。

(不法投棄の罰則)

個人の場合：5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金
またはその両方の罰金
法人の場合：3億円以下の罰金

地域のごみ置き場に出せない場合は

ごみ出しの日を忘れていたり、引っ越しなどでごみ出しの日まで待てなかったりするときは、四日市市クリーンセンターにごみをお持ちください。

持ち込める時間帯や品目などは、ごみガイドブック、ごみ収集日程表の裏面や、市ホームページ（HP ID 1000100000275）をご覧ください。

不法投棄を無くすために

本市では、不法投棄パトロール班が市内の不法投棄パトロールを行っています。また、市道で不法投棄物を発見した場合や、市道に不法投棄物があるとの通報をいただいた場合は、回収・処分を行っています。

なお、私有地にごみが不法投



棄された場合は、所有者に処理責任が生じます。

管理している土地は、柵や看板を設置したり、定期的に清掃や除草をしたりして、不法投棄をされにくい環境づくりに努めましょう。

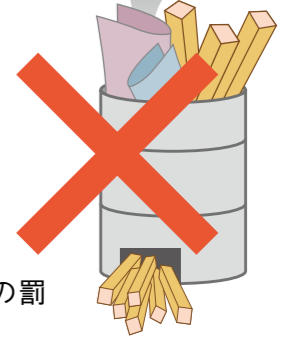


不法投棄パトロール班

野外焼却は禁止されています

庭先や空き地などでごみを焼却すると、煙や灰が発生し、悪臭がするなど、近隣の人に迷惑が掛かります。

ごみは燃やさず、必ず分別して、ごみ収集日程表のとおり地域の集積場へ出すなど、適正に処理してください。



(野外焼却の罰則)

個人の場合：5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金またはその両方の罰金
法人の場合：3億円以下の罰金

ごみを焼却するには「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で認められた焼却炉で焼却する必要がありますが、メンテナンスが不十分な場合や、設置する場所によっては苦情が出る場合があります。

●野外焼却が認められているもの

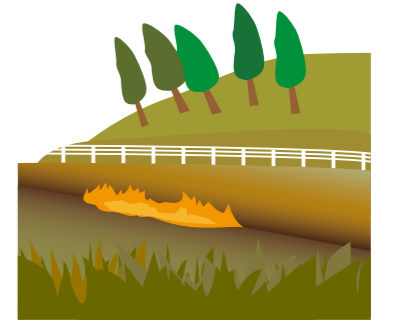
例外として次の場合は野外焼却が認められていますが、ご近所の迷惑にならないように気を付けてください。



風俗慣習上または宗教上の行事における「しめ縄、門松」などの焼却



たき火やキャンプファイヤーなどの木くずなどの焼却



あぜの草や下草の焼却など、農業または林業を営むためにやむを得ないもの

不法投棄を発見した場合や、近隣の野外焼却でお困りのときは

廃棄物対策室（☎354-4415）へご相談ください。

※休日・夜間は市役所宿直（☎354-8177）へ



ごみ捨ての便利アイテム

ごみ分別アプリ「さんあ〜る」

をご活用ください

資源物・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」は、分別方法を手軽に検索できたり、資源物やごみの収集日をお知らせしてくれる機能がついたスマートフォンアプリです。

簡単な操作で使うことができますので、ぜひご活用ください。



▲iOS版



▲android版